

事業のあらまし

<平成22年度農業サポーター整備事業のご案内>

1 事業趣旨

本県農業において、農業従事者の高齢化や減少が続く中で、農繁期を主体に農業労働力不足の解消が課題となっています。

「農業サポーター整備事業」は、短期の雇用を創出するとともに、作物ごとに異なる農繁期の農作業を補助する農業サポーターを雇用し、必要な時期に農作業を支援する体制の整備を図るものです。

本事業は上記の業務を農業協同組合、農業生産法人及び集落営農組織に委託し、人件費等に要する経費の一定額を委託料として支払うものです。

(厚生労働省：重点分野雇用創出事業を活用)

2 事業の対象者

農業協同組合、農地法第2条第7項に基づく農業生産法人及び水田経営所得安定対策の対象となる集落営農組織(以下「農業法人等」という。)

3 委託業務の内容

(1) 農業協同組合に委託する業務内容

農業労働力不足の解消を図るため、農作業の補助を行う農業サポーターを雇用し、計画的に農繁期等の農作業を支援する下記業務に取り組んでいただきます。

- ア 農業サポーターの募集・雇用
- イ 農業サポーター需要調査の実施
- ウ 農業サポーターへの農作業技術指導の実施
- エ 農業サポーターによる農作業補完の実施(請負作業)
- オ 農業サポーターの就農意欲の確認・就農支援

(2) 農業法人等に委託する業務内容

農業サポーターを雇用し、受託法人等の農作業に従事させ、労働力不足の解消と農業サポーターの就農へ向けた意欲増進を図る下記業務に取り組んでいただきます。

- ア 農業サポーターの募集・雇用
- イ 農業サポーターへの農作業技術指導の実施
- ウ 農業サポーターによる農作業補完の実施
- エ 農業サポーターの就農意欲の確認・就農支援

4 雇用予定人数

県全体で30人程度(延べ3,000日・人程度)の雇用を見込んでいます。

1 農業協同組合当たりの目安 延べ600日・人(6人×25日×4ヶ月)

1 農業法人等当たりの目安 延べ300日・人(3人×25日×4ヶ月)

1人当たりの雇用期間は6ヶ月以内とします。

5 委託料の内訳

委託料の対象となる経費は、人件費及びその他の経費です。

(1) 人件費

ア 人件費は基本賃金、通勤手当、残業手当、労働保険・社会保険料等の事業主負担分が対象です。(雇用1人当たりの標準人件費：月額約17.1万円)

イ 賃金等は地域における標準的な賃金水準(各受託組織において給与規程等を設けている場合はこれに準拠。)を勘案して設定してください。

ウ 任意の損害保険料や生命保険料等は対象となりません。

(2) その他の経費(人件費以外)

ア 農業サポーターの募集に要する経費、農作業技術指導に要する資料作成費・消耗品費等です。

イ 農業機械費、小農機具費、ほ場までの交通費等は該当しません。

6 受託組織の要件及び選考基準について

(1) 受託組織の要件は次のとおりです。

<共通の要件>

ア 新規就農者受入計画を策定した市町村に住所を有していること。

イ 失業していた求職者との間で雇用契約を締結し、雇用保険及び労災保険に加入すること。

<農業協同組合の要件>

ア 農業サポーターへの農作業技術指導を実施し、請負作業による農作業補助を行う際に、直接指導・監督を実施できること。

<農業生産法人・集落営農組織の要件>

ア 農業生産による農畜産物の販売収入があること。

イ 農業サポーターに対して、作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、経営管理技術など、就農に必要な農業生産に関する指導ができる者(経営者を含む)がいること。

ウ 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有していること。

(総勘定元帳、出納簿、労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿等を整備していること。)

(2) 受託組織の選考基準は次のとおりです。

ア 農業後継者育成に積極的で、将来就農しようとする意志がある農業サポーターに対して、就農に向けた支援に取り組むことのできる組織を優先します。

イ 健康保険、厚生年金保険に加入予定の組織を優先します。

ウ ア及びイの要件を満たす組織が多数の場合は、抽選等により選考します。

(3) 委託組織は応募内容及び上記(2)の要件にそって選考した上で決定します。

(4) 県と委託契約後、速やかに公共職業安定所や（社）青い森農林振興公社等を通じた求人等の公募により雇用を確保していただきます。

なお、当初予定された雇用が確保できない場合には、委託契約の内容を変更又は取消することもあります。

7 応募方法及び委託業務の開始について

(1) 応募方法

応募期間 平成22年4月1日（木）～平成22年4月30日（金）
上記期日必着のこと。応募はF a x送信でかまいません。

応募先 青森県農林水産部構造政策課 担い手育成グループ
F A X 0 1 7 - 7 7 7 - 9 0 2 6

提出書類 別紙「事業実施希望調べ」

(2) 受託組織の決定及び委託契約の締結

5月中旬（予定）

決定通知が到着し次第、すみやかに、県との間で委託契約を締結します。

なお、県との委託契約には、契約保証金（契約金額の100分の5以上）の納付が必要です。（契約保証金は契約履行後に還付します。）

ただし、次のいずれかに該当する場合は、納付が免除されます。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 雇用の開始

県との委託契約後に求人し、雇用契約を締結した者が対象となります。従って、県との委託契約締結前に雇用していた者は、事業の対象外です。

8 委託料の支払い及び実績の報告等について

(1) 委託料の支払いは農業サポーターの雇用契約が成立し、雇用状況報告等の必要な報告が行われた後に概算払いを予定しています。

（概算払いの方法は委託契約書に規定します。）

(2) 委託業務を完了した場合は、実績報告を行い、委託料の精算を行います。委託料の精算金額が概算払い済みの金額を下回った場合は、過払額を返納していただきます。また、精算金額が概算払い済み金額を上回った場合は、委託契約金額を上限として、不足金額を精算払いします。

(3) 本事業の委託料により発生した収入がある場合は、得られた収入及び委託料から人件費とその他委託した業務に要した経費を差し引いた残額を返還していただきます。

(4) 実績及び委託経費の報告

業務の実施に当たっては、委託契約書に定めた中間報告、実績報告等の委託契約書に定めた報告が必要です。委託業務に係る収支の状況を明らかにする帳簿を整備し、各種報告時には関係帳簿、労働契約書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働保険・社会保険の手続き要した書類、領収書等の写しを提出してもらい、雇用実績や経費の支出内容を確認します。

なお、実績報告は事業完了後10日以内に提出してもらうことになります。

9 業務上の留意事項

本業務は、「緊急雇用創出事業実施要領（重点分野雇用創出事業）」に基づき実施するものであるため、以下の事項に留意願います。

(1) 本事業は離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供し、これらの者の生活の安定を図るための事業であるため、新規雇用された者が行う求職活動や再就職について配慮すること。

(2) 委託事業のうち、失業者に向けられる人件費、委託料全体の概ね2分の1以上であること。

(3) 新規雇用する予定の労働者の募集に当たっては、公共職業安定所又は（社）青い森農林振興公社への求人申込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

(4) 新規雇用する労働者の雇用・就業期間は6ヶ月以内とすること。なお、過去に複数の基金事業（緊急雇用創出事業、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業）に就いた労働者を雇用する場合は、通算した雇用・就業期間が1年以内となるよう留意すること。

(5) 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者等であるか否かの確認が必要であり、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めること。

(6) 賃金及び手当や雇用条件の設定などに当たっては、関係法令の規程を遵守するとともに、公共職業安定所などの関係機関の指導に従うこと。

(7) 委託先が農業協同組合の場合、本事業における労働力提供は受託した農協の指導・監督下で行う請負作業であり、労働者を派遣するものではないことに留意すること。